

重点事項以外の森林ビジョン掲載事項について

1. 市民への情報提供

【基本施策: ホームページ等多様な媒体による情報発信の推進】

平成23(2011)年度に市ホームページ内に開設した「さがみはら森林情報館」の情報発信力を強化します。森林情報館の掲載内容については、随時更新を行い、鮮度の高い情報の提供に努めます。

2. 環境教育の推進

【基本施策: 児童・生徒の環境教育の推進、市民主体による環境教育の推進、「木育」の推進】

現在取り組んでいる森林をフィールドとした体験活動等の取組を引き続き実施するとともに、新たな事業展開にも努めます。児童・生徒に対して、森林・林業について学ぶ環境教育や職業体験教室等を実施します。(仮称)相模原市市民の森の活動を通じて、市民や活動団体等が主体的に行う森林を活用した体験活動や交流活動を促進します。市内の森林や木材を利用した「木育」の推進に引き続き取り組みます。

3. 市民と森林の接点づくり

【基本施策: 市民が森林と触れ合う機会の創出、都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進、多様な主体との協働による森林づくり体制の強化】

都市と自然等、地域の特色を生かした市民と森林の接点づくりに向けた取組を推進します。都市の緑地の保全や適正な維持管理等、都市のみどりの保全・再生の推進に取り組みます。次期相模原市観光振興計画等、関連計画に基づく都市と自然を生かしたグリーン・ツーリズム等の推進を図ります。近隣市と連携しながら、森林等を生かした「広域観光周遊ルート」等、地域と人をつなぐルートづくりを推進します。市民や企業等多様な主体との協働による森林整備を円滑に進めていくため、NPOやボランティア間の交流や連携を促します。

4. 木材等の利活用の推進

【基本施策: 木材の安定供給体制構築に向けた取組】

効率的な木材生産システム等について、市と津久井産材利用拡大協議会で協議を進めます。木材生産や森林管理に必要な既設の市営林道等については、地域関係者・関係機関等との連携を図りつつ、適切な維持・管理に努めます。市のホームページ等を通じて、県の森林塾等の研修への参加を促します。林業従事者の確保、定着及び林業技術の向上や経営者の育成のための支援に取り組みます。

5. 森林環境の保全・整備

【基本施策: 健全な森林の保全・育成、市民生活を守る森林の保全・育成】

森林の国土保全機能を確保するため、県等の関係機関との連携を図るとともに、森林所有者の経営管理の責務の周知や整備に係る支援制度についての啓発に努めます。鳥獣被害対策、不法投棄対策及び残土処分地等の開発事業対策については、重点事項に示した「適切な森林管理の推進」への取組を進めるとともに、県や市の関連事業等との連携による取組を引き続き推進します。近年、生息域を拡大しているヤマビルについて、鳥獣被害対策等と連携した効果的な対策を進めます。花粉症対策については、広域的な取組が必要であることから、引き続き、九都県市における共同の取組の中で、花粉症対策苗木の積極的な利用を進めるほか、民間事業者による利用促進に努めます。市が管理する緑地等については、「緑地管理マニュアル」に基づく適正な保全・管理に取り組みます。また、保全・管理により生じる伐採木等の有効活用にも努めます。

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)と施策との関連性

森林ビジョンは、17の目標のうち目標15「陸の豊かさも守ろう」の他、次に示す目標の達成にも貢献するものであり、持続可能な森林の保全、再生及び活用が求められています。



進行管理と令和10(2028)年度以降について

本実施計画は、計画の着実な推進を図るため、「さがみはら森林ビジョン審議会」においてPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

また、実施計画の内容については、おおむね中間時点で見直しを行うこととするほか、社会的状況の変化等に応じて適宜変更、修正を行います。

本実施計画の計画期間終了に併せて、さがみはら森林ビジョンの改定と次期実施計画の策定を行います。

さがみはら森林ビジョン後期実施計画(概要版)(案)

計画期間: 令和2(2020)年度～令和9(2027)年度

後期実施計画策定の経緯

相模原市は、市域の約6割を森林が占める潤水都市であり、貴重な森林資源を保全・再生し、循環・継続的に利用することにより、豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成22(2010)年度に「さがみはら森林ビジョン(以下「森林ビジョン」という。)」を策定しました。

また、森林ビジョンを確実に実現すべく、平成25(2013)年度から平成31(2019)年度までを計画期間とした「さがみはら森林ビジョン実施計画(以下「前期実施計画」という。)」を策定し、木材の利用拡大や森林の適正管理等の重点事項を中心に施策を推進し、森林の健全化と水源林としての機能の回復が徐々に図られてきました。

今後、森林ビジョンの実現の加速化を図るため、施策の更なる推進と水源地における産業としての林業振興の観点から重点事項の位置付けを中心に見直しを行い、「さがみはら森林ビジョン後期実施計画(以下「後期実施計画」という。)」を策定します。

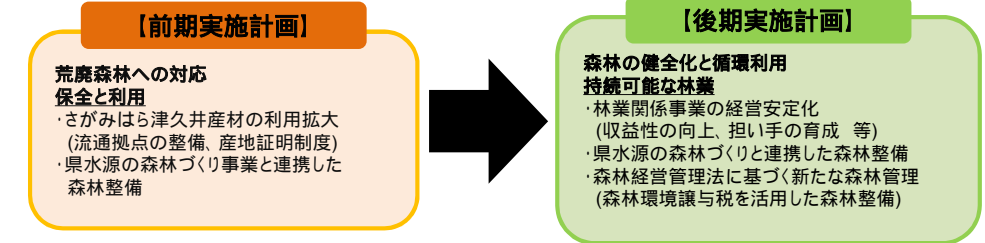


図: 実施計画における取組内容の変化

後期実施計画の重点事項

森林ビジョンの5つの基本方針のうち、前期実施計画では「使う」アプローチを中心に取組を行いました。後期実施計画では、前期実施計画における取組状況の評価や、森林・林業に係る制度の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、林業の振興に向けた取組の強化のため、新たに「知る」アプローチについても重点事項として設定しました。

| 基本方針 | | 基本施策 | 重点事項 | |
|----------|---------------|---|------|----|
| | | | 前期 | 後期 |
| 知る 使う | 1 市民への情報提供 | ホームページ等多様な媒体による情報発信の推進 イベント等の開催による普及・啓発活動の推進 | | |
| | 2 環境教育の推進 | 児童・生徒の環境教育の推進 市民主体による環境教育の推進 「木育」の推進 | | |
| | 3 市民と森林の接点づくり | 市民が森林と触れ合う機会の創出 都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進 多様な主体との協働による森林づくり体制の強化 | | |
| | 4 木材等の利活用の推進 | 木材の利用拡大 木材の安定供給体制構築に向けた取組 | | |
| | 5 森林環境の保全・整備 | 健全な森林の保全・育成 市民生活を守る森林の保全・育成 | | |

後期実施計画と森林環境譲与税

森林環境譲与税の使途として示されている間伐、人材育成・担い手確保、木材利用促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に係る取組について、体系的に進めるため、後期実施計画をその活用指針として位置付けます。

| 基本方針 | | |
|------|-------------|------------------------------|
| 1 | 市民への情報提供 | 木材利用促進、普及啓発 |
| 2 | 環境教育の推進 | 木材利用促進、普及啓発 |
| 3 | 市民と森林の接点づくり | 木材利用促進、普及啓発 人材育成・担い手確保 |
| 4 | 木材等の利活用の推進 | 木材利用促進、普及啓発 人材育成・担い手確保 森林の整備 |
| 5 | 森林環境の保全・整備 | 森林の整備 |

図: 森林ビジョン基本方針と対応する森林環境譲与税の使途

本実施計画における重点事項と目標

| 森林ビジョン掲載内容 | | 現状 | 中間目標 (令和5年度) | 目標 (令和9年度) | 具体的取組 | |
|------------|---|---|---|---|--|---|
| 重点事項 | 市民向け森林体験教室等の開催の促進 | 市民向けの森林講座や体験イベントの開催、催し物等での情報提供の促進に取り組みます。 | イベント開催回数 1回/年 | イベント開催回数 4回/年 | イベント開催回数 5回/年 イベント参加回数 2回/年 | さがみはら森林ビジョンやさがみはら津久井産材を広く市民に向けてPRできるイベント等への参加や、より関心の高い人に向けて、「(仮称)相模原市市民の森」での森林体験イベント等を開催し、普及・啓発の促進に取り組みます。 津久井産材利用拡大協議会と連携し、効果的な普及・啓発の検討を行います。 |
| | 催し物等での情報提供の推進 | | イベント参加回数 1回/年 | イベント参加回数 2回/年 | | |
| 重点事項 | 材料としての木材の良さを、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動(木育)の推進 | 市内の森林から供給される木材の良さやその利用の意義を幅広く市民が学ぶことのできる活動を促進します。 | 【さがみはら津久井産材製学習機の天板】 津久井地域の小学校へ導入 ・導入学校数 8校 ・導入枚数1,413枚 | 【さがみはら津久井産材製学習機の天板】 津久井地域の小学校へ導入 ・その他の地域の小学校へ導入 | 【さがみはら津久井産材製学習機の天板】 市内小学校へ導入 | 市内の小学校の学習機の天板について、段階的にさがみはら津久井産材製のものとの交換していきます。また、交換に併せて、子どもたちに天板製作や森林の役割等について説明していきます。 |
| 重点事項 | 市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討 | 市有林や財産区有林等公有林等を活用した「市民の森」の整備について検討します。 | イベント開催回数 1回(2コース)/年 イベント参加者数 42人/年 | イベント開催回数 4回/年 イベント参加者数 80人/年 森林活動をサポートする施設の段階的整備(民間施設の活用を含む。) | イベント開催回数 5回/年 イベント参加者数 100人/年 森林活動をサポートする施設の段階的整備(民間施設の活用を含む。) | 「(仮称)相模原市市民の森基本計画」に基づき、市民主体によるソフトの整備を先行するとともに、森林活動をサポートする施設については、ソフト事業の熟度を踏まえ、段階的な整備(民間施設の活用を含む。)に取り組みます。 市民の多様な森林体験活動に対するニーズに対応できるよう、運営体制の充実を図り、活動プログラムの拡充に努めます。 (仮称)相模原市市民の森の魅力を高めるため、様々な観光施設や近隣の民間レジャー施設等との連携した事業展開について検討します。 市民主体による持続的な運営に必要な組織体制の整備や担い手の育成・財源の確保等に努めます。 |
| 重点事項 | 市民や企業等多様な主体との協働による森林整備の推進 | 水源地域の住民と都市地域の住民との協働による水源林づくりや交流・体験事業等、市民や企業等多様な主体との協働による森林づくりを推進します。 | 相模原市型「企業の森」の制度検討 | 相模原市型「企業の森」 協定企業数 3社(累計) | 相模原市型「企業の森」 協定企業数 5社(累計) | 市有林を活用した相模原市型「企業の森」の制度化と、計画期間中の協定締結を図ります。 (仮称)相模原市市民の森内の市有林を、「企業の森」として活用し、企業からの寄付をその運営の財源とすることについて検討を行います。 市ホームページに開設している「さがみはら森林情報館」を通じてPR等を行うほか、効果的な周知方法について検討を行います。 |
| 重点事項 | 材質に応じた木材流通の最適化の促進 | 供給側、需要側双方への情報提供等により、供給された木材の質や量に応じた最適な需要との結びつき等を促します。 | | | | |
| | 公共建築物への利用促進 | 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)が平成22年10月に施行され、低層の公共建築物の木造化を図ることが示されています。 本市においても、国・県の動向を踏まえて方針等の策定を検討するとともに、今後も公共建築物への木材利用を推進します。 | さがみはら津久井産材素材生産量 3,730m ³ | さがみはら津久井産材素材生産量 3,830m ³ | さがみはら津久井産材素材生産量 3,930m ³ | 津久井産材利用拡大協議会への支援等を通じて、次の取組を進めます。 木材利用の拡大を進めるため、運営支援を行うとともに、事務局機能の強化を促します。 さがみはら津久井産材の利用拡大に向けた需給に関する情報交換を進めるとともに戦略的な取組についての検討を促します。 生産から加工、販売に至るサプライチェーンの構築等林業振興に向けた更なる検討や取組を促します。 神奈川県森林組合連合会が緑区鳥屋に開設した津久井貯木場の積極的な利用を促します。 「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共施設の木造化と、床、腰壁等の内装や外装への木質化を推進し、庁用備品等についても、木製品の購入を進めます。 さがみはら津久井産材の民間利用を進めるため、さがみはら津久井産材製品の製作事業者のPR等、民間事業者の取組を支援します。 さがみはら津久井産材のブランド化と普及を推進するため、さがみはら津久井産材の愛称等を定めます。 |
| | 地産地消の促進 | 地域の木でつくる家づくりや家具づくり、津久井産木材のブランド化等、木材の利用拡大に係る民間事業者の取組を促進します。 | 津久井産材産地証明制度 流通確認証 発行件数12件 流通量438m ³ | 津久井産材産地証明制度 流通確認証 発行件数17件 流通量612m ³ | 津久井産材産地証明制度 流通確認証 発行件数21件 流通量756m ³ | 木材の多様な利用のため、関係事業者等と連携し、付加価値の高い商品開発等を促進するとともに、木質バイオマスの利活用に関する情報収集や検討を行っていきます。 地産地消を基本としつつ、より一層の林業振興を図るために、首都圏全域をターゲットにした効果的なPRや戦略的な販売に取り組みます。 |
| | 木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進 | カーボン・オフセットは、低炭素社会へと転換する上で重要な手法の一つであることから、市民・事業者と連携し、市独自の市民・事業者参加システムを構築し、有効活用に取り組みます。 紙の原料となるパルプ、燃料となるペレットやバイオエタノールへの利用等、他産業との連携についても視野に入れ、地場産木材の多様な利用のための技術・商品開発等の検討を積極的に推進します。 | | | | |
| 重点事項 | 施業集約化の推進 | 森林組合等と協力しながら、境界の明確化や森林所有者の合意形成等集約化の推進に取り組みます。 | | | | 効率的な森林施業及び持続可能な森林経営に有効な施業集約化の促進のため、林地台帳を活用した林業事業者への支援を行うとともに、森林組合等と協力しながら森林所有者への周知啓発に取り組みます。 林業事業者等が行う森林経営計画の策定のための森林経営管理法を活用した施業集約化の支援、個別相談等の支援を継続的に行っていきます。 |
| 重点事項 | 適切な森林管理の推進 | 森林所有者や森林組合等の事業者と協力して、人工林及び里山林(天然林)の適切な森林管理の推進に取り組みます。特に、水源地域の森林整備については、神奈川県「水源の森林づくり事業」と連携して進めるものとします。 | 【私有林整備事業】 整備面積 1,127ha 【市有林整備事業】 整備面積 149.8ha | 【私有林整備事業】 整備面積 1,262ha 【市有林整備事業】 整備面積 193.4ha | 【私有林整備事業】 整備面積 1,370ha 【市有林整備事業】 整備面積 241.6ha | 水源保全地域(水源の森林エリア、地域水源林エリア)においては、令和8(2026)年度を時限とする神奈川県「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び同実行計画に基づく水源の森林づくり事業等、関係施業との連携を軸に取組を進めます。 令和9(2027)年度以降については、神奈川県の水源地の森林づくり事業等の森林整備事業が存続しない場合は、それに代わる新たな事業について検討を行います。 小規模な里地里山や市街地の樹林地等は適正な管理の推進に取り組みます。 ナラ枯れ等の原因となる病害虫については、発生箇所における重症化の防止と被害の拡大予防のため、必要な対策を講じます。 森林経営管理法に基づく(計画的な森林整備を図るとともに、森林・林業に習熟した人材の活用について県や森林組合等と連携して取り組みます。 |